

今後の検討事項について

令和元年7月4日
和歌山県福祉保健部健康局国民健康保険課

保険料水準の統一に向けた課題

- 国は、納付金等算定ガイドラインにおいて、将来的に保険料水準の統一（同一都道府県内において、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準）を目指す、こととしている。
- 各都道府県における保険料水準の統一に向けた状況と課題は、次のとおり。

30年度～	6年度までを目標に検討	9年度まで
大阪府 (例外措置あり)	福島県、奈良県、沖縄県 ※北海道（納付金ベース）、広島県（準統一）	和歌山県 佐賀県

※ その他の都道府県については、時期を明示せず、将来的に統一を目指す。あるいは、医療費水準の平準化・赤字の解消等を踏まえ検討、等と整理。
岐阜県は検討期間を36年度に設定。

① 医療費水準に関する課題

- ・ 医療費水準の平準化・均てん化
- ・ 将来にわたる医療費適正化インセンティブの確保

$\alpha=0$ とすることによって、医療費水準によらず、保険料水準を統一することが可能。ただし、市町村の納得を得るためには、都道府県内の各市町村の医療費水準がある程度平準化されることが重要。また、 $\alpha=0$ を設定した場合には、将来にわたり、医療費適正化インセンティブをどのように図るべきか、都道府県の役割として、今後検討する必要。

② 保険料算定方法に関する課題

- ・ 保険料算定方式の統一化（宮城：2年度、鹿児島：5年度、和歌山：9年度、までを目標に3方式に統一）
- ・ 賦課割合の統一化

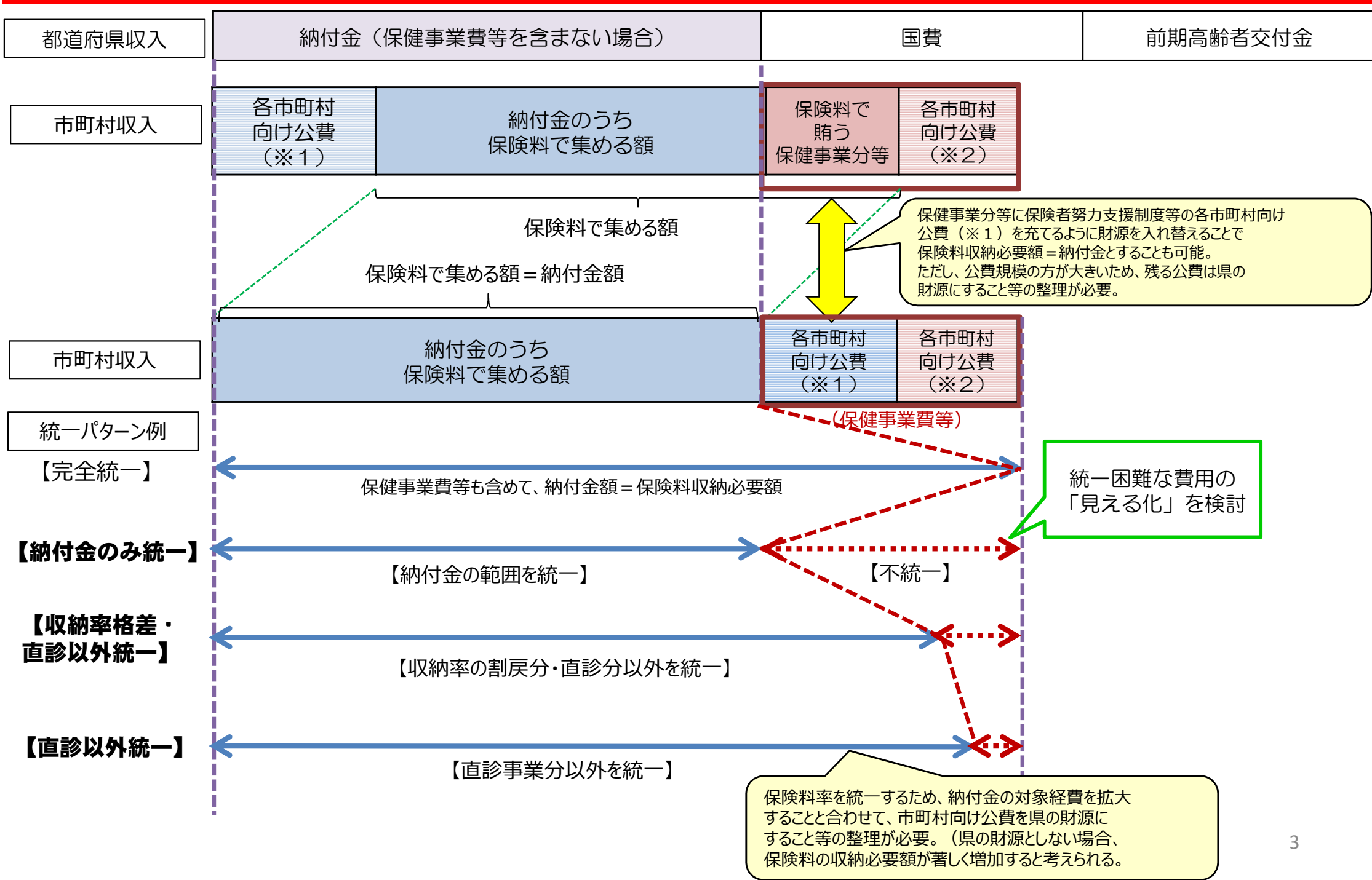
都道府県と市町村との協議の場において、あるべき姿の議論が必要。

③ 各市町村の取組に関する課題

- ・ 保険料収納率に関する整理
- ・ 保健事業費等の基準額の統一化
- ・ 地方単独事業の整理
- ・ 赤字の解消
- ・ 市町村事務の標準化、均質化、均一化

保健事業費や地方単独事業、決算補填等目的の法定外繰入など、市町村が個別に政策的に取り組んでいるものの統一化について、議論が必要。また、市町村ごとの保険料収納率の差をどのように扱うかについても整理が必要

保険料水準の統一に向けた保健事業費等の取扱い



市町村事務の広域的及び効率的実施に向けた取組例

- 市町村が担う資格管理、保険料の賦課徴収、保険給付、医療費適正化・保健事業等に係る保険者事務については、法令等に基づき各市町村において実施されているが、各市町村の運用によるバラツキがある。
- 都道府県は、国保運営方針に基づき、被保険者サービスの平準化、均質化、向上、将来的な保険料水準の統一に向けた環境整備等を図るため、次のような観点から、事務の標準化、効率化、広域化を推進。

※取組例は都道府県国保運営方針から抜粋

1) 統一の標準的な基準やマニュアルを整備することにより、サービスの均質化、均一化を図るとともに、事務処理の標準化、効率化、経費削減が期待できるもの。

※ 資格取得などについて被保険者が届出を怠った場合の罰則に関する運用規定。児童福祉施設入所者資格適用除外規定、養護老人ホーム等入所者で収入が低い被保険者の適用についても統一化しているところもある。

2) 事務処理の共同化・広域化・集約化を図ることにより、市町村が単独で実施するよりも効率化、経費削減、事業効果が期待できるもの。

※ 実現に当たっては、各県とも国保連合会による共同事務処理を更に活用。

奈良県では、事務の共同化等を推進する組織体制として、国保連合会内に「国保事務支援センター」を設置。

- 出産育児一時金・葬祭費の支給額・申請方法の統一
- 一部負担金の減免基準
- 保険料の減免理由・減免基準
- 短期被保険者証・資格証明書の交付基準の統一
- 修学中特例者に対する被保険者証の更新時期の統一
- 相対的給付制限・絶対的給付制限の取扱基準
- 療養費の標準的な取扱基準、任意給付の標準化
- 職員研修の共同化等

- 被保険者証と高齢受給者証との一体化を図り、更新時期を統一して、台紙作成から印刷、封入封緘までの一連の作業を共同化
- 高額療養費・高額介護合算療養費の支給申請勧奨の時期、様式等の作成条件、対象者・通知金額基準を統一し、事務を共同化
- 限度額適用認定証と標準負担額減額認定証との一体化を図り、交付勧奨事務を共同化、発行制限に係る基準の統一
- 情報集約システムを活用して資格過誤による返戻事務を共同化
- 保険料収納対策の共同化（広域的な徴収組織の活用等）
- 保健事業、医療費適正化対策の共同化（KDBシステムを活用したデータ分析、レセプト二次点検の共同実施、医療費通知・後発医薬品差額通知の作成条件の統一化）
- 特別調整交付金（結核・精神）に係る申請対象レセプト抽出作業の共同化
- 月報・年報等の各種統計資料作成事務の共同化
- 被保険者への広報事業 等

市町村事務の標準化・共同化に向けた取り組み

令和元年度において検討する、市町村事務の標準化・共同化の項目例

○事務の標準化

- ・外国人被保険者に対する国保制度周知の標準化
 - ・特定技能外国人受入開始（H31.4～）により、外国人被保険者の増加が見込まれる。
 - ・外国人に対する国保制度周知において、パンフレットの多言語化等を検討
（例）県内統一の外国語パンフレットを作成、市町村へ提供
（ご参考）

和歌山県内における外国人被保険者の状況（H30.4.1現在）

	外国人被保険者数（国籍別）						合計
	中国	韓国	ベトナム	フィリピン	ブラジル	その他	
被保険者数（人）	507	798	157	235	42	695	2,434
割合（%）	20.8	32.8	6.5	9.7	1.7	28.6	100.0

（出典：厚生労働省調査）

（※）H30.3月末現在の県内被保険者数は260,125名（出典：厚生労働省国保事業年報）
外国人の占める割合は約0.9%

○事務の共同化

- ・広域的な不正利得の回収の共同化
 - ・複数の市町村にまたがる等の、広域的な不正利得の回収について、県でも可能な仕組みを構築。
⇒規約及び事務処理要領は策定済み。
県の受託範囲、費用負担の方法について、市町村と協議の上、運用を開始

市町村事務の標準化・共同化に向けた取り組み

○今後の進め方

- ①作業部会（各市町村等の国保主管課担当者で構成）で具体的な実施方法を検討。
（令和元年7月～随時）
- ②連携会議（各市町村等の国保主管課長等で構成）に報告。
（秋頃を目処に報告）
- ③各市町村に実施方法につき照会し、了承が得られれば実施。
（②の後、了承され次第実施）

○その他の標準化・共同化に向けた取り組み

- ・ 保険者努力支援制度の評価指標に影響のあるもの
- ・ 各基準に関することや、既存の運用から共同化へ検討を進める項目等
について、広域化・共通化に向けた障壁の低いものから逐次検討・実施

令和2年度算定に向けた検討項目（再掲）

令和2年度以降の算定に向けて、令和元年度に市町村と検討を行う項目

○激変緩和措置について

- ・ 一定割合の考え方（自然増 + a の設定）
- ・ 財源の考え方（県繰入金・特例基金の投入規模）

○財政安定化基金の取扱いについて

- ・ 交付・貸付要件について

○医療費指数反映係数 a ・所得係数 β について

- ・ 今後の a ・ β の設定について

財政安定化基金の交付要件について

○県基金条例、運営方針上での規定

＜和歌山県国民健康保険財政安定化基金条例＞

(交付の要件及び額)

第11条 算定政令第17条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事由により法第81条の2第9項第2号に規定する基金事業対象保険料収納額が同項第3号に規定する基金事業対象保険料必要額に不足すると認められる事情とする。

- (1) 被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。
- (2) 企業の倒産、主要な生産物の価格の著しい低下その他の地域の産業に著しい影響を与える事由があること。
- (3) その他前2号に準ずる被保険者の生活に影響を与える事由として知事が認める事由があること。

＜和歌山県国民健康保険運営方針＞

市町村の収納不足が生じた場合の財政安定化基金の交付については、市町村の収納意欲の低下を招くことがないよう「特別な事情」がある場合に限定されていますが、「特別な事情」の基本的な考え方及び交付額については以下の通りとします。

【「特別な事情」の基本的な考え方】

- ① 多数の被保険者の生活に影響を与える災害（台風、洪水、噴火等）の場合
- ② 地域企業の破綻や主要産物の価格が大幅に下落する等により地域の産業に大きな影響が生じた場合
- ③ その他、上記に類するような大きな影響が多数の被保険者に生じた場合

財政安定化基金の交付要件について

○交付要件の検討について

交付要件については、条例及び運営方針で例示を行っているが、当該例示について、具体的な事例を示したおいた方がよいかの検討。

(例)

- ①「多数の被保険者の生活に影響を与える災害」の具体例として、災害救助法の適用を受けた災害であること。
- ②「地域企業の破綻」の地域企業について、当該市町村の従業者数の〇%以上を雇用していた企業であること。
- ③「主要産物の価格が大幅に下落する」の主要産物について、当該市町村の農業出荷額合計の〇%を超える産物であること。

また、これらの事例の位置づけについて、あくまでガイドラインとして示すものか、あるいは交付要件の判定として厳密に適用すべきものか。

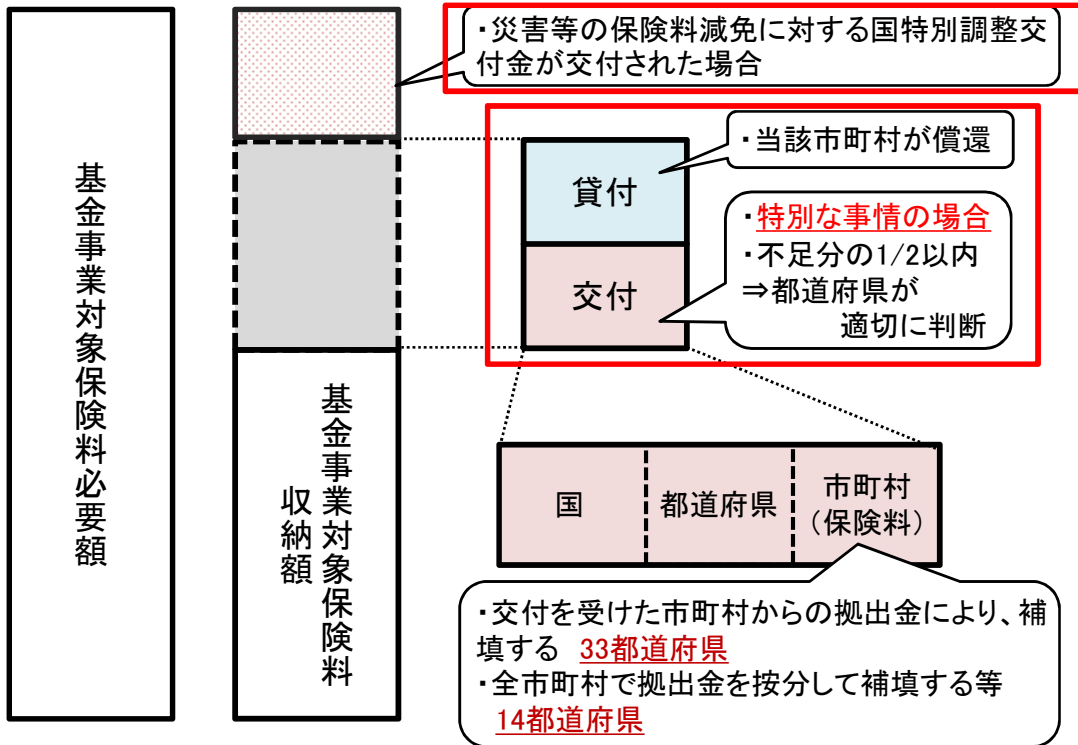
⇒他都道府県の状況も踏まえて作業部会・連携会議で協議

(「災害」については、交付実績のある都道府県の状況につきヒアリングも検討)

趣旨

- 財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に対し貸付・交付を行うことができる体制を確保する。
⇒キャッシュフロー不足への対応が基本

市町村において収納不足が生じた場合(貸付・交付事業)



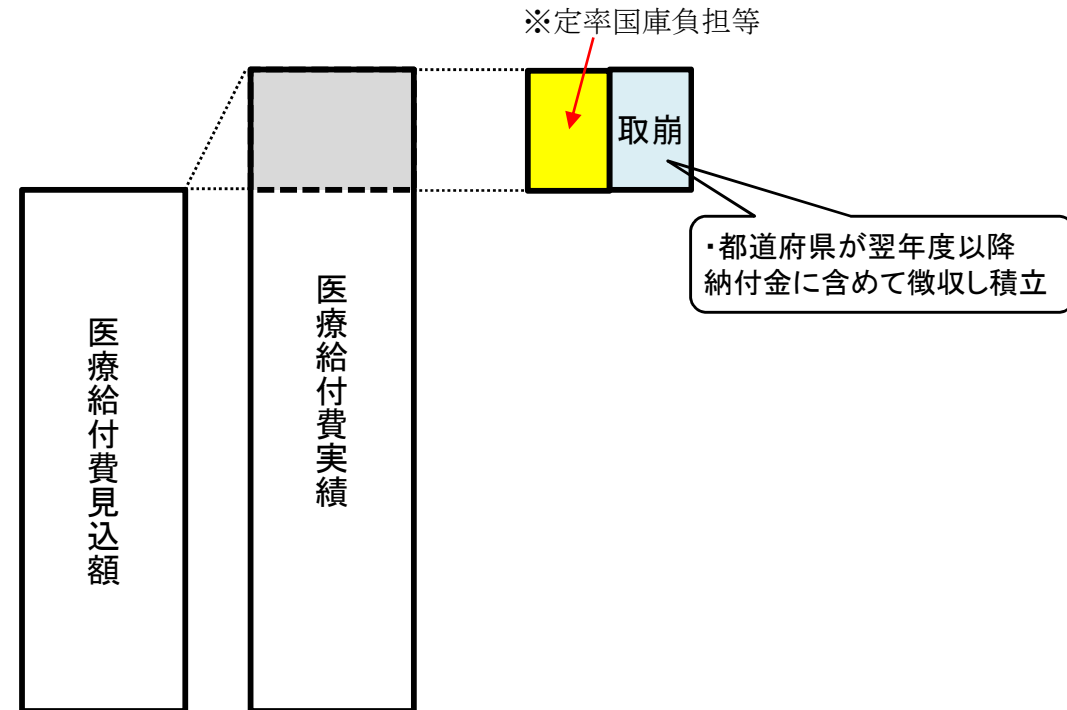
特別調整交付金から交付する場合

- ・非自発的失業者に対する保険料軽減
- ・災害(東日本大震災など)

財政安定化基金から交付する場合

- ・多数の被保険者の生活に影響を与える災害(台風、洪水、噴火など)の場合
- ・地域企業の破綻や主要産物の価格が大幅に下落するなど地域の産業に特別な事情が生じた場合
- ・その他、上記に類するような大きな影響が多数の被保険者に生じた場合

都道府県全体で給付増が生じた場合(基金の取崩)



特別調整交付金から交付する場合

- ・災害(東日本大震災など)
- ・流行病(インフルエンザなど)
- ・特殊疾病

財政安定化基金から取り崩す場合

- ・給付費見込みの誤り(上振れ)
- ・一人当たり医療費の伸び 等
- ※実績が下振れした場合には、国保特会の積立金として繰り越されることとなる

※貸付・交付を行った場合は、当該年度の翌々年度の保険料収納必要総額に償還額等を計上する。

財政安定化基金による貸付・交付等

○「災害等の保険料減免に対する国特別調整交付金が交付される場合」について

国から交付される特別調整交付金のうち、災害等により保険料を減免した際の該当事由

- ・ 災害等により保険料（税）を減免したこと（調交算定省令第6条第1号イ）
- ・ その他特別の事情があること（同条第1号ヲ）
当事由については、毎年度交付基準が定められるが、災害等による保険料（税）減免に関して、近年設けられた事例。
 - ⇒東日本大震災による財政負担増
 - 平成28年熊本地震による財政負担増
 - 平成30年7月豪雨による財政負担増

（上記の災害においては、別途「災害臨時特例補助金」による補助あり）